

十二年	五八,七五〇,〇〇〇	二九,三二二,〇〇〇	二八,九九五,四〇〇	五六,五四三,〇〇〇	二一,五七九,三〇〇	六	六〇,七五七,一〇〇	三三,八三九,〇〇〇	三三,五二一,八〇〇	六〇,六五七,八〇〇	二七,〇〇〇,〇〇〇
十三年	五八,七五七,〇〇〇	三九,五九五,六〇〇	二九,三四一,八〇〇	五七,三三三,一〇〇	二七,八〇〇,〇〇〇	七	六〇,六四四,六〇〇	三三,八七六,〇〇〇	三三,九六六,〇〇〇	六〇,四七七,〇〇〇	二七,一〇〇,〇〇〇
十四年	五九,七五七,〇〇〇	三〇,〇一三,一〇〇	二九,七三三,七三三	五八,〇一五,三三六	二九,三三三,九九三	八	六〇,三三八,〇〇〇	三三,七九一,〇〇〇	三三,五五五,七〇〇	六〇,三七〇,一〇〇	二七,〇〇六,四〇〇
十五年	六〇,七五七,〇〇〇	三〇,五〇三,五〇〇	三〇,二二五,一〇〇	五八,九四三,三〇〇	三〇,〇二七,〇〇〇	九	六〇,二七三,〇〇〇	三三,五三三,〇〇〇	三三,〇一五,九〇〇	六〇,二九六,四〇〇	二七,一九三,六〇〇
昭和二年	六二,六七七,〇〇〇	三〇,九六三,〇〇〇	三〇,六九四,五〇〇	五九,八七三,〇〇〇	三二,五〇七,〇〇〇	* 一〇年	六〇,九四四,一四八	三三,七四一,三三三	三三,五二〇,〇〇〇	六〇,二四九,七九五	二七,三三三,四九九
三年	六二,六九九,〇〇〇	三二,四〇三,一〇〇	三二,一六六,五〇〇	六〇,九八八,三〇〇	三三,七七七,〇〇〇	十一年	七〇,七〇〇,一〇〇	三三,四二二,一〇〇	三三,〇三八,〇〇〇	六八,三三六,四〇〇	二七,三九七,七〇〇
四年	六二,五五七,〇〇〇	三二,九四三,一〇〇	三二,一六八,八〇〇	六二,八九七,九〇〇	三三,四七〇,〇〇〇	十二年	七二,〇八二,〇〇〇	三三,七九六,〇〇〇	三三,四九八,六〇〇	六九,一四七,三〇〇	二七,七六二,〇〇〇
五年	六二,四四〇,〇〇〇	三三,三六〇,一五五	三三,〇五九,八〇〇	六二,七〇〇,八三三	三三,六〇二,二六六	十三年	七三,〇三三,〇〇〇	三三,三三三,七〇〇	三三,九八八,六〇〇	六九,九七六,七〇〇	二七,九六六,〇〇〇

*は國勢調査

(埋め草)

重商主義時代の人口政策

一、出産増加政策 (a) 獨身防止政策 △未婚者に對して一定の公職に就く資格を與へず、或は獨身者に君主の許可なくして手工業を営むことを禁ずる如き例は屢々各國に見られる。△父母、兄弟又は未婚の姉妹なき未婚者の遺産を國庫に沒收するといふ法律の例もある。(b) 結婚奨励政策 △スペインでは十八才より二十五歳までの間に結婚せる者に此の期間中凡ての税を免除(一六六三三年)。△フランスでは一六六六年ルイ十四世の勅令あり、人頭税の納付義務を負ふ者で二十才以前に結婚せる者は五ヶ年間、二十一歳で結婚せる者は四ヶ年間その義務を免除せられた。△花嫁金庫或は結婚金庫等の施設もスペイン、フランス等に創められた。△プロシヤのフリードリヒ大王は一七四七年夫婦死別後の服喪期間を短縮させ、寡婦は九ヶ月、寡夫は三ヶ月の後再婚し得る

こととした。(c) 多産奨励政策 △スペインでは六人の正嫡現存男兒を有つ者に免税の恩典を與へ、△フランスでも人頭税納付義務者で正嫡の現存十子を有つ者にその義務を免じた。(併しこの場合十子中一人を現存者として數へられる。貴族で正嫡の十乃至二十子(尙職に就く者)を有つ者は毎年一千或は二千リール(併しこの場合十子中一人を現存者として數へられる)の年金を、人頭税義務なき市民の場合は右の半額を與へられた。(d) 私生兒懐妊に對する寛容政策 △フリードリヒ大王は一七四六年に懐妊者の教會に於ける懺悔を廢止させたが、一七六五年には裁判に當り私生兒を批難するを禁じてゐる。二、移入民奨励政策 △スペインでは農業又は手工業を営む凡ての入殖外國人に税金を免じた。(一六二三年)。△プロシヤでは諸國の新教徒集團移入民をその都度法律を以て保護せる外、フリードリヒ大王時代には一般的な移入民保護の法律も完備されて種々の恩典が與へられた。△墺太利でも一七八

一年の寛容令は舊教徒に非ざる入國者に家屋財産の購入權を與へ、市民權及び親方權を許容してゐる。三、國外では一六二三年に家族及び財産を伴ひ國外に出づるを禁じた。△フランスで新教徒の國外逃亡を禁ずる爲に設けられた一六八五年の禁令によると新教徒の脱出を直接間接に援助せる商人、船長、船員は三千リールの罰金、再犯の際は體刑となつた。△墺太利では一七五二年ボヘミア硝子工の出國を禁止。一七八四年には法律を以て一般に熟練技能者及び手工業者の出國を防止。△プロシヤのフリードリヒ・ウィルヘルム一世は一七二二年一切の國外移住を禁じ、農夫を之に誘へる者は死刑とし、脱出者を捕へたる者には二百ターレルの賞金を交付する様命じた。

其の他この時代に人口増殖策としては、國民各階級の生計の途に種々留意されたる外、衛生警察の改善、葬儀、特に結婚儀式の華美の抑制等の事例をも擧げることができる。